

お客様 各位

2021年1月  
富士フイルム グローバル グラフィック システムズ株式会社

富士フイルム／グラフィックシステム製品  
安衛法通知義務対象物質含有に該当する製品について Ver. 1.1

- 労働安全衛生法第五十七条の二及び同法施行令第十八条の二に基づく通知義務対象物質含有に該当する富士フイルム／グラフィックシステム製品\*につきましては、別途掲載しております「[富士フイルムグラフィックシステム製品各種法規制該当一覧表](#)」または「[安全データシート \(SDS\)](#)」をご参照ください。

\*「富士フイルム／グラフィックシステム製品」とは、富士フイルム (株) 製および富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ (株) 製のグラフィックシステム製品を指します。

- 安衛法表示・通知対象物質はリスクアセスメントの実施が義務化されています。  
該当製品を使用するお客様は、下記リンクをご参考にリスクアセスメントを実施してください。

リスクアセスメントについて (厚生労働省) ↓

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku\\_jouhou-11300000-Roudouki\\_junkyokuanzeneiseibu/0000099625.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku_jouhou-11300000-Roudouki_junkyokuanzeneiseibu/0000099625.pdf)

リスクアセスメント実施支援システム (厚生労働省) ↓

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

- お問い合わせは技術本部 (Tel:03-6419-0350, Fax:03-6419-9893) へお寄せください。

注) 記載内容は現時点での情報に基づいて作成しております。法改正や新製品その他見直しによる変更に対しては都度改訂をしていきますのでご了承ください。

以上